

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う当面の業務体制等について

1. 当面の業務体制及びお問い合わせ方法について

当会では、緊急事態宣言が発出されることに伴い、当分の間、在宅勤務を行うなど、出勤する職員の数を必要最小限に抑えることとしております。

しばらくの間、電話による個々のお問い合わせ対応が困難になることが想定されるため、科研費に関するご不明点については、はじめに科研費FAQ等をご確認いただくようお願いいたします。

○科研費FAQ

・・・https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/05_faq/index.html

※一般的な質問・お問い合わせについてはこちらをご覧ください。

○科学研究費助成事業に係る当面必要な手続き等に関するFAQ

・・・<https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/data/faq.pdf>

※令和2(2020)年4月14日(火)以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って寄せられたお問い合わせへの回答を掲載しています(随時更新)。

科研費FAQ等をご確認の後、なおご不明点がございましたら、お手数をおかけしますが、以下の臨時お問い合わせフォームからお問い合わせください。

緊急事態宣言発出中の科研費臨時お問い合わせフォーム

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/10_link/otoiawase_kaken.html

科学研究費助成事業の担当についても、引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止に留意しながら、審査及び各種手続きが円滑に行われるよう努めてまいります。

各位におかれましては、現下の業務運営体制についてできる限りご理解いただきますようお願い申し上げます。

2. 参考

- 科研費においては、科研費電子申請システムに対応していない各種様式についても、令和2(2020)年11月2日(月)より、押印を不要とし、紙媒体での提出も求めないこととしています。これにより、科研費電子申請システムに対応していない各種書類であっても、提出専用Webページ(<https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>)

を利用することで、郵送によらない提出が可能となっておりますので、適宜ご活用ください。詳細は、上記リンク先の「提出方法の変更についての事務連絡」をご覧ください。

- 様式F-14「補助事業期間延長承認申請書」及び新型コロナウイルス感染症の影響に伴う補助事業期間の延長の特例については、詳細を令和3(2021)年1月15日(金)に科研費ホームページに掲載する予定です。